

平成26年度 卒業論文

公的な同性愛容認のための結婚制度  
—— 世界価値観調査による二国間比較 ——

専修大学人間科学部社会学科

指導教員名 金井雅之

HS23-0004H 石塚 早織



# 目次

第1章 研究の背景と目的	1
1.1. 問題の所在	1
1.2. 研究の目的	2
第2章 先行研究の整理と本稿の課題	3
2.1. 先行研究の整理	3
2.1.1. 日本の同性愛	3
2.1.2. 諸外国の同性愛	4
2.2. 本稿の課題	5
第3章 使用データと分析枠組み	6
3.1. 使用データ	6
3.2. 使用データの抜粋	6
3.3. 分析枠組み	9
第4章 変数と記述統計	10
4.1. 従属変数	10
4.2. 独立変数	12
4.3. 統制変数	15
第5章 分析結果	17
第6章 まとめと考察	21
文献	24

# 第1章 研究の背景と目的

## 1.1. 問題の所在

現在、多くの国で今までタブーとされてきた同性愛を法的に認めるかどうかの議論がなされている。しかし日本は同性愛に対してのタブー意識が強く、同性愛についてあまり活発に議論が行われていないという。2013年3月にテーマパークである東京ディズニーシーにおいてレズビアンのカップルの結婚式が行われ、話題となった。この結婚式では男女の区別なく、二人とも女性としてドレス姿で結婚式を行った<sup>1</sup>。同性愛へのタブーが強い中で、この同性の結婚式は、いくつかのメディアに取り上げられ、ニュースとなり報道された。このような同性婚に関わるニュースが報道されていることから、現在の日本は同性愛に寛容になりつつあると考えられる。しかし、日本の法制度は異性愛を前提とした制度であるため、一般的に同性愛者へのまなざしは依然として厳しいものであるとされている（風間・河口2010）。

また近年諸外国において同性婚や、それに準ずるパートナーシップ法が採用されたというニュースを聞く機会が増えた。近年、同性婚を制度として認めた国の一例として、イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国や南アフリカなど多くの国、地域が挙げられる。

また、近年同性愛者などの性的マイノリティは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャルティ、トランスジェンダーの頭文字をとって LGBT という呼称が用いられるようになった。トランスジェンダーは性的指向ではなく、自身の性自認を指すものであるため、LGB とは異なる性質ではあるが、同じ性的マイノリティであるため、LGBT の中に組み込まれている。このように、近年は同性愛者にたいする呼称が多彩になり、同性愛に対するマイナスなイメージも変化しつつあるのではないかと見える。

しかしその一方で 2013 年 6 月にロシアにおいて同性愛宣伝禁止法という法律が制定された。この同性愛宣伝禁止法は、「非伝統的な性的関係」を未成年者に知らしめる行為を禁止した法律である。同性愛者を直接的に罰する法ではないが、同性愛者の差別に大きく関わるものになると予想されている。また、この法律を巡って各国で議論が起こり注目を集めた。特に 2014 年のオリンピックがロシアのソチで開催されるにあたり、この同性愛宣伝禁止法は国外からオリンピックに参加する選手にも適応されるかという問題が注目され、たびたびニュースとして報道された。高橋一彦（2012）によると、元々ロシアは結婚や離婚に関し

---

<sup>1</sup>東京新聞、「同性カップル 決意の挙式 「生きづらい状況 変わるきっかけに」」（2013.07.12 朝刊）。

てとても厳しい条件が提示されている国であるという。さらにロシア正教会の厳しい同性愛の禁止の影響も加わり、同性愛に対して厳しいまなざしが向けられているのであると考えられる。

以上のことから、同性愛という問題は各国において議論が起こっており、関心の高い問題の一つであるといえる。この同性愛に関する問題は性的マイノリティとされる LGBT の人々に影響を与えており、マジョリティである異性愛主義の人々と摩擦が生まれていることが同性愛を考える際にもっとも重要な問題であるといえる。

## 1.2. 研究の目的

先行研究から現在の日本において同性愛は容認されつつあるといえる。つまり日本における同性愛へのまなざしは以前よりも緩やかになっている。しかし日本においては同性婚が未だに制度的に認められていない。一方英国や欧州諸国のように公的に同性愛を認める国も年々増加している。本稿では日本において同性愛が公的に容認されるための方法を分析する。

日本と認められている国と異なる点を明らかにすることにより、現在の日本においてどのようにしたら同性愛が容認されるのかを提示する。また日本において同性愛がどのような位置づけにあるべきか、同性愛を認めている諸国との比較を行って考察する。

このことから、摩擦を解消するために必要な施策を提示することにより、マイノリティとマジョリティの溝を埋めることができれば、公的な同性愛の確立へと近づくことができる。これを本稿の目的とし、分析を行う。

## 第2章 先行研究の整理と本稿の課題

### 2.1. 先行研究の整理

#### 2.1.1. 日本の同性愛

古川誠（2001）によると、日本において同性愛は平安期ごろから「男色」として社会の表面に存在しているという。男色文化は江戸期まで続いたが、男色文化の特色ともいえる歌舞伎役者による売春が厳しく禁止されたため、衰退していった。その後、明治初期に同性愛を犯罪とする「鶏姦罪<sup>2</sup>」が制定された。しかし明治 15 年に旧刑法が制定された際にこの鶏姦罪は取り除かれた。そして、同性愛が文化的にタブーとされるきっかけとなったのは、明治 44 年に起きた女学生同士の心中事件であるという。当時、女学校の教育は良妻賢母教育であり、結婚してから妻、母としてすぐに生活ができることを求められていた。そのような教育の中で女性同士の恋愛が発覚した。女性同士の恋愛は男性の拒否につながり、良妻賢母教育が根底から否定されてしまうという理由から問題とされた。その問題を解決するために教育関係者や学者、医者などによって「正しい」友情と「間違っただ」恋愛の区別が語られるようになった。この区別がきっかけとなり、同性愛は大正から昭和にかけて異常な性として分類され、「変態」化していったのであるという。

しかし近年は変態という捉え方から、認識の変化のきっかけになったとされたことについて、風間孝と河口和也（2010）は 1990 年に同性愛者団体が公共施設の利用を施設に拒否され、裁判に発展するという出来ごとがあったことを挙げている。その当時は辞書や事典などにおいても「同性愛」というものは非常にあいまいなものであった。しかしこの裁判の判決の際「平成二年論」とされるものが用いられ、最終的に同性愛者団体の勝訴となった。この出来事から行政やマスコミが同性愛者に対しこれまでの考え方を改めるような動きが見られるようになった。その一方で掛札悠子（1992）は「同性愛者＝精神病棟行き」という認識が未だ根強いと述べている。

日本での同性愛者への寛容性について、性別や職業、社会的地位、年代が有意に働き、その中でも性別が強く作用することが明らかにされ、学歴の高い若年女性の寛容性が最も高いことが分かった。そして経済的な要因から、中高年の男性は同性愛だけではなく、異質な他者に対する寛容性が低いことが指摘された（石原 2013）。さらに、和田実（2010）の大学生を対象とした研究においては、友人が同性愛の開示を行った場合、男性は開示の内容にかかわらず開示を行った友人との交わりたい行動を減らす、女性は自身が友人の恋愛対象になっているという開示を受けると交わりたい行動を減らす傾向にあるという。

---

<sup>2</sup> 同性愛行為をした人間はたとえ合意の上であっても懲役 90 日の処罰を受ける。同性愛行為を極めて重い犯罪としている法である（和田 2010）。

り男性において中高年層が同性愛を認めにくいだけでなく、女性に比べて男性は同性愛を容認しづらいと考えられる。

また、近年の日本の同性愛の容認について興津菜由（2011）は、印刷メディアが同性愛者に対する視線を好転させるために有力なものであるが、印刷メディアは、日本独自の文化であるボーイズラブなどの同性愛を題材にした漫画の普及が中心であり、そのような印刷メディアはその趣向を持った人のみに選ばれ、また内容も繰り返し推敲されたものであるため、少数の受け手に肯定的な主張をすることに適したメディアであると述べた。一方、映像メディアは印刷メディアと異なった性質をもち、受け手が受動的であることが大きな特徴である。この特徴により、同性愛者がテレビ番組などに出演していると、その情報を受動的に享受するため、テレビで同性愛者を目にする回数が増えるほど、同性愛者に好意的になると述べた。

このような同性愛者のメディアへの露出により、日本の同性愛者への認識は近年広がってきたものの、いまだ偏見が強く、セクシャルマイノリティーとして位置づけられているとともに、日本では同性婚や同性婚に近い制度がまだ確立していないという問題点がある。

### 2.1.2. 諸外国の同性愛

諸外国の例として、同性愛研究で多く取り上げられている英国を例に挙げる。

英国では、同性愛は「キリスト教文化では古くから、罪深い人間が潜在的に持っている性向」であるとされてきた。これは人間最大の悪徳であり、犯罪であるとされた。さらに 19 世紀中ごろより、同性愛は一定の人間の持つ特別な属性と考えられるようになり、医学的には異常者とされるようになった。このような状況の中、1950 年代に同性愛者の解放のための動きが始まり、1967 年には性犯罪法が制定され、21 歳以上の成人の同意に基づく同性愛行為は犯罪とみなされなくなった。しかしここで同性愛は完全に認められたわけではなく、個人的に親密な関係を築く私的な同性愛行為が規制の対象外とされたが、公然とした同性愛行為は処罰の対象であった（藤田 1991）。そもそも英国において同性愛が犯罪とみなされるようになったのは、野田恵子（2006）によると、1885 年の刑法改正法であるという。刑法改正法は 19 世紀後半に巻き起こった社会純潔運動と呼ばれる運動が原因であり、当時大きな問題であった少女売春の取り締まりを目的とした法律である。その中に、「男同士の親密な関係を示唆するあらゆる行為が、公的なものであろうと、私的なものであろうと関係なく、著しい猥褻行為」という表現がある。この表現は当時少女売春とともに盛んであった少年売春をまとめて取り締まるという意図が存在したためであるという。しかし、この表現は、成立当初の意図を超え、具体的な性的行為が存在していなくとも、男同士のあらゆる親密な関係を取り締まるものとして機能し始めたという（野田 2006）。

同性愛の解放運動で主張されていることは、「同性愛は他の生物界でも見られ、必ずしも不自然なものではない」、「同性愛者は、階級や階層にかかわらず輩出するものであり、その意味では誰もが同性愛者になる可能性を持っている」、「同性愛は、病気ではなく、本人が

同性愛的傾向を変え、またこれを容易に選択できるものではない」、「同性愛が悪いというのは宗教的偏見からであり、民主社会において他の人々に害を与えない限り、また、その関係が愛情や相互の信頼関係に基づく限り、それは道徳的にも法的にも悪いものではない」（藤田 1991）といったものであり、同性愛は自然なものであるという主張が一貫している。このような主張の下、運動が行われ、2005年に同性婚と同等の権利をもつ市民パートナーシップ制度、つまり公的な同性愛が認められ、同性愛者に異性愛カップルと同様の権利が付与されたのである。（野田 2006）

他にも同性愛を公的に認める国は2000年代に多く出現し、英国の事例は同性愛を認めた先駆けともいえる。

## 2.2. 本稿の課題

先行研究において、焦点が当たっているのは、同性愛が諸国でどのように扱われているのかという歴史的な視点を中心である。また、統計的手法を用いて行われた研究は、日本の同性愛に関する研究は性別や年齢など基本的な属性から日本における同性愛を分析しているものが多い。そのため基本的な属性のほかに歴史的観点から焦点をあてられていた結婚やパートナーシップ法といった制度的な視点、宗教的視点、異性婚が主流である文化という視点が不足しているため、分析に必要であると考えた。また、日本で同性愛が認められるためにすでに同性愛を法的に認めている国と比較分析を行い、なぜ日本が同性愛に対して制度的に容認されないのか、という点も先行研究で不足している点であると考えた。そのため、本稿では先行研究で不足しているといえる日本と他国との比較、年齢や性別という基本的な属性から同性愛容認の分析を行うだけではなく、同性愛容認につながる新たな要因を探ることを課題とし、分析を行う。

本稿では先行研究でも用いられていた「公的な同性愛」と「私的な同性愛」という考えを用いる。公的な同性愛とは政府が同性婚やパートナーシップ法というような制度として同性愛が容認されることを指し、私的な同性愛とは個人間の感情のみを指し、法律などの制度で容認されていないものを指す。つまり現在の日本は、私的な同性愛が容認されつつあるが、公的な同性愛は容認されていないといえる。

また、先行研究から、私的な同性愛を容認するためには公的な制度である同性婚やパートナーシップ法が必要であるといえる。このことから「日本において、結婚という異性愛の公的制度が同性愛の公的容認に負の影響を与えている」という考えを仮説としておき、本稿では分析を行う。その結果から日本において公的な同性愛と私的な同性愛が共に容認される社会になるための要因を考察する。



## 第3章 使用データと分析枠組み

### 3.1. 使用データ

「世界価値観調査」(The World Values Survey)を用いて分析を行う。世界価値観調査は、世界の異なる国の人々の社会文化的、道徳的、宗教的、政治的価値観を調査するため、社会科学者によって行われている国際プロジェクトであり、5年ごとに各国で調査が行われる。第1波が1981年に実施されおり、現在は第6波まで行われている。各国ごとに調査方法が異なるが、日本における調査の対象は満18歳から79歳の男女である。第1波から第3波は層化多段抽出法を用い、訪問面接法で実施された。第4、5波は消費者パネルからの国勢調査の結果に基づく性・年齢別割当法を用い、郵送法で実施された。

### 3.2. 使用データの抜粋

分析を行うにあたって、同性愛を認めているという基準から、パートナーシップ法や同性婚といった制度としての同性愛、つまり公的な同性愛に焦点を当てる。

同性愛を公的に認めている国として、スペイン、フランス、オランダ、カナダを、同性愛を公的に認めていない国として、日本、韓国、中国、フィリピンを抜き出し、比較を行う。また、公的に同性愛を否定している国は本稿の趣旨から逸脱するため取り扱わない。

比較を行うために、世界価値観調査のデータから各国のデータを抜き出し、同調査の「同性愛は正当であるか」という設問を用いる。この設問は「正当ではない」を1、「正当である」を10とする10段階で回答するものになっている。

最初に同性愛を公的に認めている国と認めていない国の同性愛への正当性を比較する。

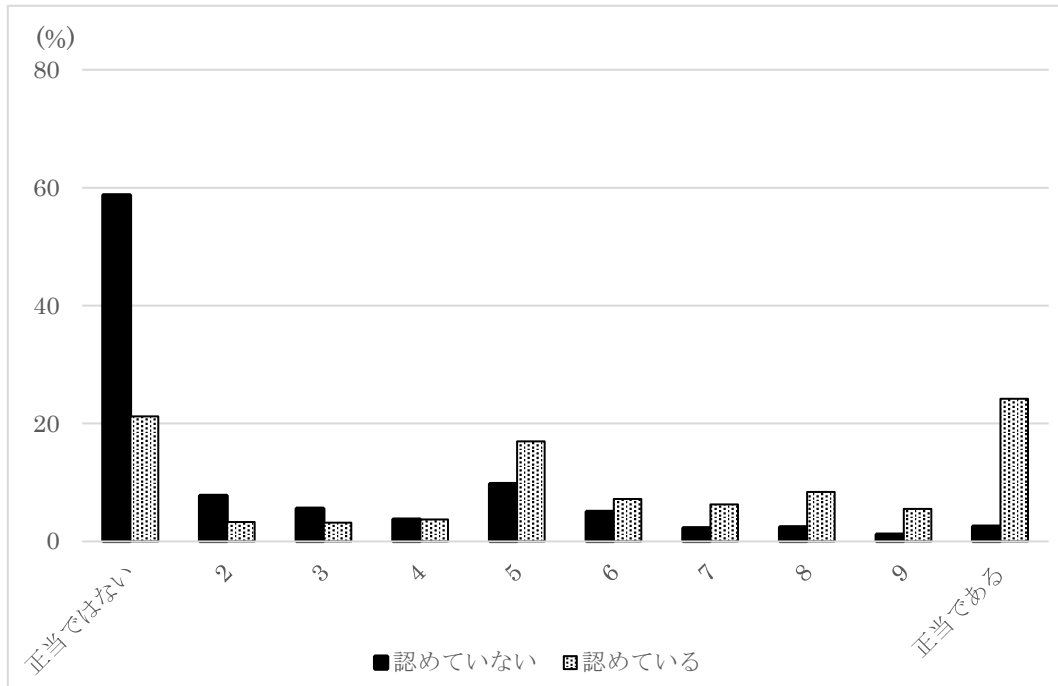


図 1 同性愛の正当性の比較

同性愛を認めていない国は「正当ではない」が約 6 割を占め、次いでどちらでもないに当たる 5 の選択が大きくなっている。その他の値に大きな差を見ることはできない。同性愛を認めている国は「正当ではない」「正当である」「どちらでもない」の選択肢に分散しており、また他の回答は「正当である」に近い回答が高いことが特徴として挙げられる。

次に同性愛を公的に認めている国を抜粋して比較を行う。

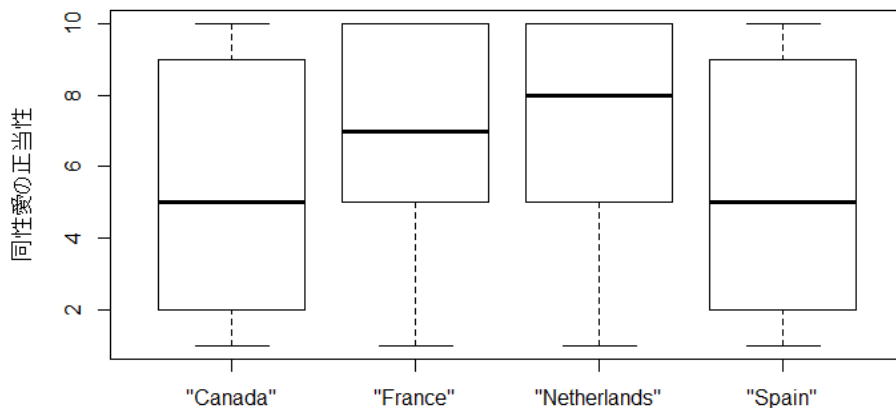


図 2 同性愛を認めている国の同性愛の正当性の分布

上記の図 2 から、カナダとスペインが比較的回答にばらつきがあり、分析に偏りが出ないと考えられるため、スペインのデータを以後の分析で使用する。

次に同性愛を法的に認めていない国を抜粋して比較する。図にまとめると以下の通りである。

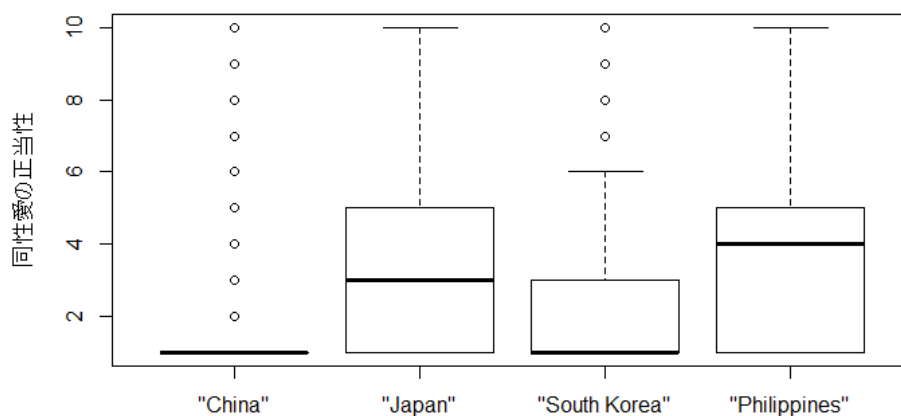


図 3 同性愛を認めていない国の同性愛の正当性の分布比較

同性愛を認めていない国の傾向として、「正当ではない」という回答が半数を超えていることが挙げられる。また、その他の回答はあまり変化が見られない。特に中国は「正当ではない」に回答が集中しており、他の回答に差が見られないため同性愛嫌悪が強いと考えられる。また、図 3 から、同性愛は正当ではないとする回答に偏っていることがはっきりとわかる。その中でも比較的回答のばらつきがある日本のデータを用いる。

以上の比較から、同性愛を公的に認めている特徴を表している国としてスペインを用いる。スペインは 2005 年に同性婚を法律上で認めている国である。しかし憲法は日本と同様に結婚を「両性」におけるものと規定している国でもある（佐久間 2014）。このことから、スペインを日本と同様の表現を用いているのにも関わらず同性婚を認めている国として、比較対象として用いる。

また同性婚を認めていない国として、研究の目的に沿って日本を用いる。比較分析を行う上で、先行研究において重視されていた宗教の影響が日本は少ないといえる。そのため他の国と比較した際に宗教とは異なった同性愛嫌悪の原因を探ることができると考えられる。

### 3.3. 分析枠組み

世界価値観調査から日本データとスペインデータを抽出し、第 2 波と第 5 波に分けたものを使用する。先行研究から公的な同性愛が整備され始めたのは 2000 年代であるといえるため、この時代をまたいだ第 2 波と第 5 波を使用し、時代による変化も視野に入れて分析を行う。第 2 波は 1990-1995 年、第 5 波は 2000-2005 年に調査が行われた。

同性愛の容認度ををはかるための変数として、「Justifiable·homosexual」(正当性:同性愛, 以下これを「同性愛の正当性」とする)を用いる。独立変数を設定するにあたり、異性愛の公的制度つまり異性愛前提の結婚制度が同性愛の公的容認に負の影響を与えているという仮説から、独立変数を「結婚は時代遅れの制度である」(以下これを「結婚の時代錯誤感」と呼ぶ)とする。また他にも自身の視点ではなく、結婚後の生活の視点と子育てをするという視点からの同性愛への賛否の影響要因として、「子どもを持つ際には男女の両親が必要である」(以下これを「異性両親の必要性」と呼ぶ)、先行研究においてキーワードとなっていた宗教をみるために「生活における宗教の重要度(以下これを「宗教の重要度」と呼ぶ)」を独立変数として使い、重回帰分析を主とする多変量解析によって分析する。統制変数として、先行研究でも使用されていて、同性愛の容認に深くかかわっているとされる、性別と年齢を用いる。

## 第4章 変数と記述統計

### 4.1. 従属変数

従属変数である「同性愛の正当性」という項目について確認する。10段階で同性愛の正当性について質問されており、1が正当ではない、10が正当であるとなっている。これを量的変数に変換して扱う。

まず第2波（日本1990年、スペイン1990年）における分布は表1および図4のとおりである。

表1 同性愛の正当性の分布（第2波）

	日本		スペイン	
	度数	有効比率	度数	有効比率
正当ではない	545	59.6%	527	38.0%
2	74	8.1%	66	4.8%
3	69	7.5%	57	4.1%
4	28	4.2%	42	3.0%
5	94	10.3%	221	15.9%
6	40	4.4%	87	6.3%
7	15	1.6%	51	3.7%
8	11	1.2%	64	4.6%
9	6	0.7%	61	4.4%
正当である	23	2.5%	211	15.2%
有効回答	915	100.0%	1387	100.0%
欠損値	96		123	
合計	1011		1510	

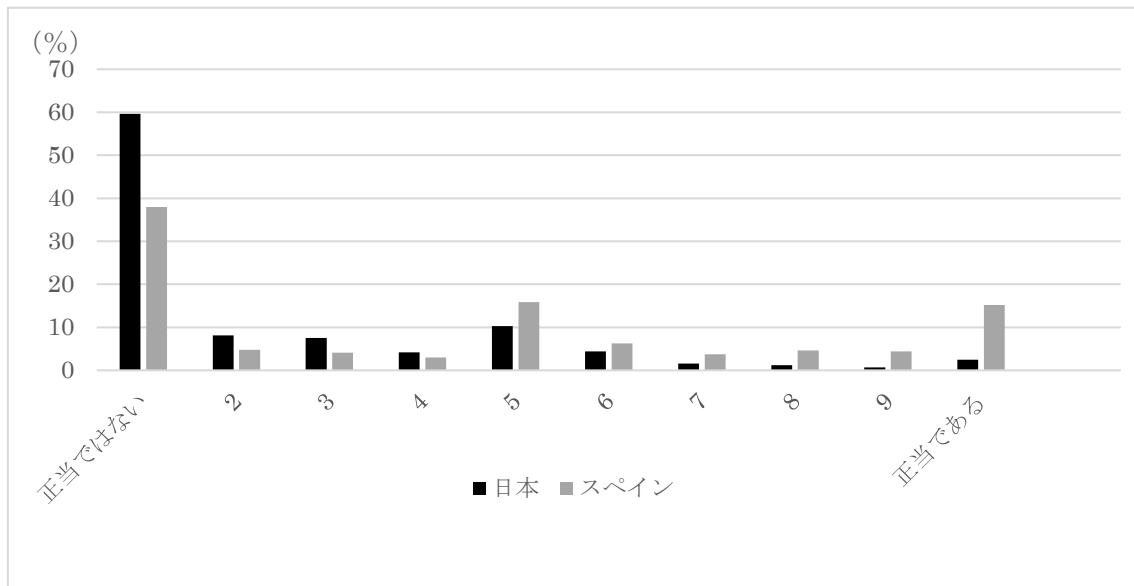


図4 同性愛の正当性の分布 (第2波)

次に第5波 (日本2005年, スペイン2005年) における分布は表2および図5のとおりである。

表2 同性愛の正当性の分布 (第5波)

	日本		スペイン	
	度数	有効比率	度数	有効比率
正当ではない	236	24.2%	117	10.4%
2	65	6.7%	21	1.9%
3	70	7.2%	33	2.9%
4	45	4.6%	48	4.3%
5	150	15.4%	195	17.4%
6	143	14.7%	99	8.8%
7	56	5.7%	127	11.3%
8	84	8.6%	108	9.6%
9	38	3.9%	55	4.9%
正当である	89	9.1%	319	28.4%
有効回答	976	100.0%	1122	100.0%
欠損値	120		78	
合計	1096		1200	

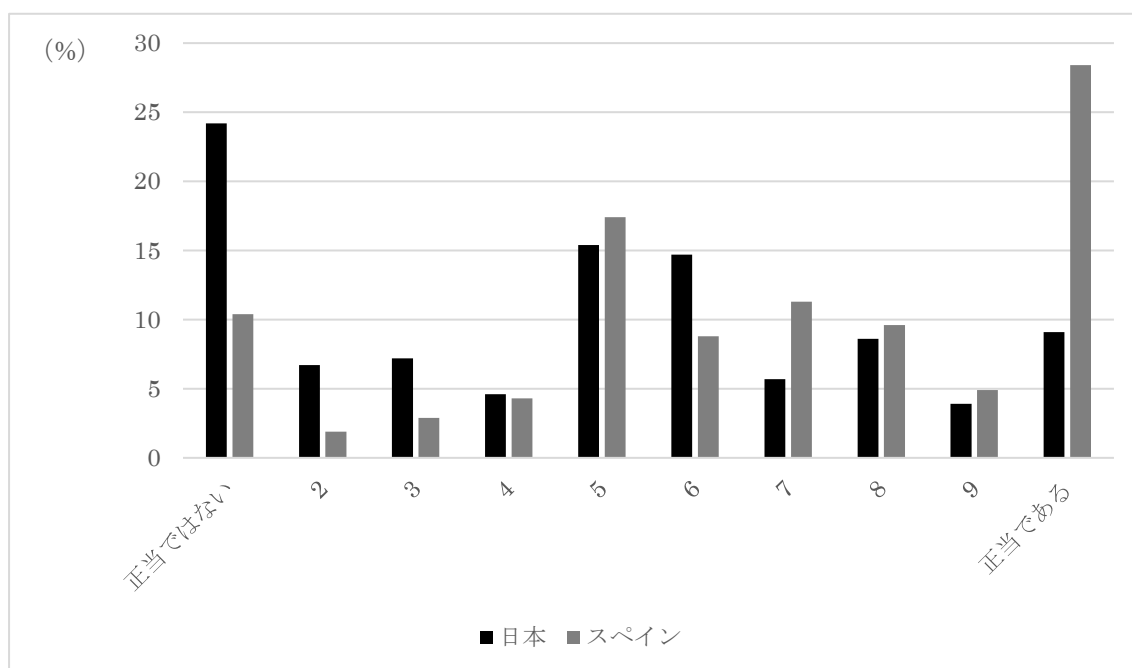


図5 同性愛の正当性の分布 (第5波)

第2波においては、同性愛に対して「正当ではない」という回答が、日本が545人で有効比率は59.6%、スペインが527人で有効比率が38.0%とどちらも割合が最も高いことがわかる(表1)。しかし第5波では「正当ではない」という回答が、日本が236人で有効比率は24.2%、スペインが117人で有効比率は10.4%であった(表2)。また同性愛が正当であるという回答は第2波では日本が23人で有効比率は2.5%、スペインが211人で有効比率は15.2%あったのに対し(表1)、第5波においては、日本が89人で有効比率は9.1%、スペインが319人で有効比率は28.4%(表2)とスペインの同性愛に対する寛容性は第2波と第5波を比較すると高くなってきているといえる。一方で日本の同性愛に対する見方は第2波と第5波で比較すると、第2波よりも第5波において「どちらでもない」とする回答が大きくなったことがわかる。

#### 4.2. 独立変数

独立変数は、「結婚は古い制度である(以下、結婚の時代錯誤感とする)」という質問項目を用いる。また回答項目の「Other answer」は回答数が0であったため、欠損値として処理をした。

ほかに先行研究において同性愛と深く関わっているとされた「宗教の重要度」と、異性婚という制度の重要性を見るための「異性両親の必要性」も用いる。

表3 結婚の時代錯誤感の分布（第2波）

	日本			スペイン		
	度数	全体比率	有効比率	度数	全体比率	有効比率
同意	49	4.8%	7.0%	248	16.4%	17.6%
同意しない	653	64.6%	93.0%	1159	76.8%	82.4%
有効回答数	702	69.4%	100.0%	1407	93.2%	100.0%
欠損値	309	30.6%		103	6.8%	
合計	1011	100.0%		1510	100.0%	

表4 結婚の時代錯誤感の分布（第5波）

	日本			スペイン		
	度数	全体比率	有効比率	度数	全体比率	有効比率
同意	45	4.1%	5.7%	380	31.7%	33.0%
同意しない	751	68.5%	94.3%	772	64.3%	67.0%
有効回答数	796	72.6%	100.0%	1152	96.0%	100.0%
欠損値	300	27.4%		48	4.0%	
合計	1096	100.0%		1200	100.0%	

表5 宗教の重要度（第2波）

	日本		スペイン	
	度数	有効比率	度数	有効比率
とても重要	50	5.8%	299	20.0%
やや重要	125	14.5%	463	31.0%
あまり重要ではない	409	47.3%	409	27.4%
重要ではない	280	32.4%	323	21.6%
有効回答数	864	100.0%	1494	100.0%
欠損値	147		16	
合計	1011		1510	



表6 宗教の重要度（第5波）

	日本		スペイン	
	度数	有効比率	度数	有効比率
とても重要	63	6.5%	177	14.8%
やや重要	127	13.1%	290	24.3%
あまり重要ではない	347	35.7%	372	31.1%
重要ではない	435	44.8%	356	29.8%
有効回答数	972	100.0%	1195	100.0%
欠損値	124		5	
合計	1096		1200	

無宗教国家といわれる日本は、第2波、第5波ともに宗教を重要視しない「あまり重要ではない」「重要ではない」が7割以上を占め、時間を経ても分布にあまり変化がみられない。一方カトリック系のキリスト教が主流とされているスペインは、第2波と比較すると第5波で宗教を重要視するという回答の割合が低くなるという変化がみられた。

次に異性両親の必要性について確認する。

表7 異性両親の必要性（第2波）

	日本		スペイン	
	度数	有効比率	度数	有効比率
同意する	884	95.2%	1321	90.0%
同意しない	45	4.8%	146	10.0%
有効回答数	929	100.0%	1467	100.0%
欠損値	82		43	
合計	1011		1510	

表8 異性両親の必要性（第5波）

	日本		スペイン	
	度数	有効比率	度数	有効比率
同意する	882	89.0%	908	77.9%
同意しない	109	11.0%	257	22.1%
有効回答数	991	100.0%	1165	100.0%
欠損値	105		35	
合計	1096		1200	

日本とスペインのどちらの波においても子どもを育てる際に男女の両親が必要であるという回答が多いことがわかる（表 7, 8）。また，時代間で比較を行うと，日本は第 2 波の時点においては殆どが異性両親が必要であると回答している。また，第 5 波においても異性両親の必要性に同意しない回答が第 2 波より増えているものの，9 割近くが異性両親を必要だと回答している。一方，同性愛を制度的に認めているスペインは第 2 波の時点では，日本と分布があまり変わらないが，第 5 波においては同意しない，つまり子育てをするにあたって，両親が異性同士でなくてもよいという回答が第 2 波と比較すると大きく増えていることがわかる。

### 4.3. 統制変数

統制変数は基本的な属性として性別と年齢の分布を確認する。

表 9 性別の分布（第 2 波）

	日本		スペイン	
	度数	全体比率	度数	全体比率
男性	483	47.8%	682	45.2%
女性	528	52.2%	828	54.8%
合計	1011	100.0%	1510	100.0%

表 10 性別の分布（第 5 波）

	日本		スペイン	
	度数	全体比率	度数	全体比率
男性	483	44.1%	600	50.0%
女性	613	55.9%	600	50.0%
合計	1096	100.0%	1200	100.0%

表 11 年齢の分布（第 2 波）

	値範囲	平均値	標準偏差	有効回答数
日本	18～83	26.812	14.588	1005
スペイン	18～88	28.092	18.310	1509

表 12 年齢の分布（第 5 波）

	値範囲	平均値	標準偏差	有効回答数
日本	18～83	32.145	15.739	1011
スペイン	18～91	30.168	18.432	1199

年齢の分布において平均値が両国とも第 2 波よりも第 5 波が高くなっている。日本においては第 2 波と第 5 波で調査方法が変更されているため、ずれが生じたと考えられる。また、年齢は統制変数として用いるため、分析結果に大きな影響を与えないと予測される。そのため、このまま統制変数として用いて分析を行う。

## 第5章 分析結果

以下では、分析の枠組みに沿って、結婚の時代錯誤感が同性愛の正当性に与える影響について多変量解析によって検討する。統制変数として、宗教の重要度、異性両親の必要性、性別、年齢を用いる。

表 13 同性愛の正当性の結婚の時代錯誤感への重回帰分析（第2波）

	日本		スペイン	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
(切片)	3.936 ***	0.579	5.560 ***	0.408
結婚の時代錯誤				
同意	0.104	0.397	1.263 ***	0.237
宗教の重要度				
やや重要	0.319	0.431	0.348	0.246
あまり重要ではない	0.537	0.385	0.800 **	0.265
重要ではない	0.354	0.402	1.337 ***	0.292
異性両親の必要性	-1.112 **	0.410	-0.647 *	0.293
性別				
女性	0.266	0.188	0.235	0.177
年齢	-0.037 ***	0.007	-0.056 ***	0.005
N	570		1284	
Adj R <sup>2</sup>	0.0732		0.1985	

従属変数は同性愛の正当性、結婚の時代錯誤感の基準カテゴリーは「同意しない」、宗教の重要度の基準カテゴリーは「とても重要」、異性両親の必要性の基準カテゴリーは「同意しない」。

\*\*\*<.001. \*\*<.01 \*<.05.

表 14 同性愛の正当性の結婚の時代錯誤感への重回帰分析（第 5 波）

	日本		スペイン	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
(切片)	6.424 ***	0.588	6.901 ***	0.349
結婚の時代錯誤				
同意	0.341	0.504	0.285	0.174
宗教の重要度				
やや重要	1.006 *	0.473	0.809 **	0.268
あまり重要ではない	0.964 *	0.430	1.499 ***	0.262
重要ではない	1.551 ***	0.434	2.080 ***	0.275
異性両親の必要性	-1.152 **	0.361	-0.800 ***	0.200
性別				
女性	1.008 ***	0.206	0.367 *	0.163
年齢	-0.077 ***	0.007	-0.041 ***	0.005
N	653		1070	
Ajd R <sup>2</sup>	0.2725		0.2043	

従属変数は同性愛の正当性、結婚の時代錯誤感の基準カテゴリーは「同意しない」、宗教の重要度の基準カテゴリーは「とても重要」、異性両親の必要性の基準カテゴリーは「同意しない」。

\*\*\*<.001. \*\*<.01 \*<.05.

第 2 波において、日本は異性両親の必要性和年齢に有意な負の関連が見られたが、ほかの変数は有意な関連が見られなかった。スペインは結婚の時代錯誤感、宗教の重要度の「あまり重要ではない」と「重要ではない」に有意な正の関連が、異性両親の必要性和年齢に有意な負の関連が見られた。第 5 波においては、日本は宗教の重要度の「やや重要」「あまり重要ではない」「重要ではない」、性別に有意な正の関連が、異性両親の必要性和年齢に有意な負の関連が見られた。スペインにおいては、宗教の重要度の「やや重要」「あまり重要ではない」「重要ではない」と性別に有意な正の関連が、異性両親の必要性和年齢に有意な負の関連が見られた。

日本とスペインで異なるのは第 2 波の「結婚の時代錯誤感」であった。第 2 波の結婚の時代錯誤感について、日本は有意な関連が見られなかったが、スペインでは正の関連が見られる。つまり同性愛が公的に容認される前のスペインで結婚が時代錯誤であると考えた人が同性愛を容認しやすい。

つまり、結婚の時代錯誤感が同性愛の容認に対して影響を与えているといえる。

以上の結果から、制度としての同性愛が同性愛容認にかかわっていることが分かった。

結婚が時代遅れであるから同性愛を認めるべきだという考えではなく、同性愛を認めるべきだから結婚制度は古いとする逆方向の因果も考えることができるため検証する。

従属変数に結婚の時代錯誤感，独立変数に「同性愛の正当性」と「宗教の重要度」，「異性両親の必要性」を置き，統制変数は先ほどの分析と同様に性別，年齢を使用する。

表 15 結婚の時代錯誤感の同性愛の正当性への二項ロジスティック回帰分析（第 2 波）

	日本		スペイン	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
(切片)	-1.884 †	1.038	-1.763 ***	0.410
同性愛の正当性	0.026	0.082	0.125 ***	0.025
宗教の重要度				
やや重要	-0.224	0.899	0.281	0.308
あまり重要ではない	0.077	0.789	0.648 *	0.301
重要ではない	0.412	0.795	1.286 ***	0.302
異性両親の必要性	-1.362 *	0.545	-0.490 *	0.223
性別				
女性	-0.330	0.383	-0.273 †	0.164
年齢	0.012	0.014	-0.021 ***	0.005
N	548		1257	
Nagelkerke R	0.041		0.197	

従属変数は結婚の時代錯誤感，宗教の重要度の基準カテゴリーは「とても重要」，異性両親の必要性の基準カテゴリーは「同意しない」。

\*\*\*<.001. \*\*<.01 \*<.05 †<.10.

表 16 結婚の時代錯誤感の同性愛の正当性への二項ロジスティック回帰分析（第 5 波）

	日本		スペイン	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
(切片)	-2.809 *	1.343	-0.646 †	0.344
同性愛の正当性	0.052	0.077	0.044 †	0.026
宗教の重要度			0	
やや重要	1.017	1.105	0.206	0.240
あまり重要ではない	0.452	1.078	0.149	0.235
重要ではない	0.430	1.080	0.659 **	0.242
異性両親の必要性	-1.034 *	0.503	-0.463 **	0.159
性別				
女性	0.109	0.408	-0.117	0.136
年齢	-0.007	0.015	-0.007 †	0.004
N	620		1043	
Nagelkerke R	0.040		0.065	

従属変数は結婚の時代錯誤感，宗教の重要度の基準カテゴリーは「とても重要」，異性両親の必要性の基準カテゴリーは「同意しない」。

\*\*\*<.001. \*\*<.01 \*<.05 †<.10.

第 2 波において，日本は異性両親の必要性にのみ有意な負の関連が見られた。スペインは同性愛の正当性，宗教の重要度「あまり重要ではない」「重要ではない」に有意な正の関連が，性別と年齢に有意な負の関連が見られた。つまり日本は第 2 波の時点では，異性両親が必要という意見を持っている人が結婚制度を古いと思わないと感じる確率が高くなるということがわかる。一方でスペインは同性愛が正当であると考え人ほど結婚制度が古いと捉える確率が高くなることが分かった。

第 5 波において，日本は第 2 波と変わらず，異性両親の必要性のみ有意な負の関連が見られた。つまり日本は第 2 波と第 5 波の間に結婚制度に対する意識はあまり変化していないと考えられる。スペインは，同性愛の正当性と宗教の重要度「重要ではない」が有意な正の関連が，年齢に有意な負の関連が見られた。

## 第6章 まとめと考察

本稿は同性愛に対する意識の分析を世界価値観調査の日本データとスペインデータの第2波と第5波を用いて行った。その結果、同性愛への正当性と結婚の時代錯誤感とは日本とスペインにおいていくつかの差を見ることができた。その中で特に特徴的であったのが、日本では関連が見られなかった結婚の時代錯誤感が同性愛容認に与える影響が、スペインの第2波においては強く影響していることである。このことから結婚という異性愛の公的制度が同性愛の公的容認に負の影響を与えているという仮説は支持された。上記の結果から、結婚の時代錯誤感に注目して分析を行ったところ、日本においては同性愛への正当性は結婚の時代錯誤感に影響を与えていなかったが、スペインにおいては両波ともに影響しており、特に第2波において強い影響が見られた。

先行研究との相違として、日本において年齢と性別が同性愛の容認に有意に関連していることが証明されていたが、本稿の分析では第2波の日本においては性別に有意な関連が見られなかった。これは先行研究で用いられた調査データが第5波のデータであり、第2波のデータは先行研究では用いられることはなかった。そのため先行研究との相違として表れたと考えられる。つまり、第2波の時点において性別は同性愛の寛容性に関連がなかったのであり、2005年の調査において性別に有意な関連が見られたのは、女性が同性愛に寛容になる傾向が表れたのが1990年から2005年にかけてのことであるためであるといえる。

ここから、分析結果を考察する。日本における同性愛への寛容性は第2波と第5波を比較すると、第2波で関連が見られなかった生活における宗教の重要度が第5波においては関連が見られるようになった。これは宗教を重要視するか全く重要視しないかにより同性愛へのとらえ方が変化するということがいえる。

また日本における結婚の時代錯誤感を考えるとき、日本は1990年に調査された第2波と2005年に調査された第5波では大きな変化を見ることができない。したがって、日本は上記で挙げた憲法という公的な異性愛主義によって結婚を古いと感じずに、それが法であり常識であると判断されているといえる。

スペインにおいては、同性愛が認められる前である第2波の段階から、結婚制度が時代錯誤であるという考えが同性愛寛容に影響を与えていた。また、結婚制度が時代錯誤であると考えられるほど同性愛に寛容になりやすい影響を与えていた。つまり、スペインにおいては同性愛に関する法律が作られる前から同性愛に寛容であり、同性愛への容認と制度への意識が互いに影響しあって同性愛の公的容認へとつながったといえる。

しかし第5波では同性愛の正当性に関して、日本と同じような関連の仕方を見せた。結婚の時代錯誤感が同性愛の容認に影響を与えなくなっている。これは同性婚の制度が公布された後の調査であり、結婚の時代錯誤感について、同性婚を認めていないため制度が時代



錯誤である、と捉える回答がないためであると考えられる。また、宗教の重要度に関して、宗教を強く重要と捉えるか、宗教はそこまで重要ではないと捉えるかという二つに分けることができる。このことから宗教は、先行研究においても指摘されていたように、同性愛を容認しづらい要因となることがわかる。しかし、宗教は各国の文化であり、各個人の自由であるべきなので、同性愛容認の問題解決のための要因にすることは難しいといえる。

さらに、スペインの分析を踏まえて、先行研究のイギリスの事例を考察する。イギリスは宗教上、同性愛は「人間最大の悪徳」であったため、同性愛を容認することが難しかった。また、19世紀後半当時は公的に同性愛を禁止していたため、同性愛＝犯罪という意識が根強かったことがわかる。しかし、そのような中で、議員の告白や、公的な場で初めて同性愛のカミングアウトが行われたことにより同性愛解放運動が起こり、宗教の影響が強いなかでも、同性愛を公的に禁止していた状況から、公的に認めていくという過程を踏んだ。つまりスペインの分析と照らし合わせて考えると、イギリスも同性愛容認と制度が互いに影響しあったといえる。同性愛が宗教的に認められていなくとも、法で定められた制度として同性愛が存在している状況がつけられた。結果として同性愛を容認せざるを得ない環境になったのではないかといえる。

以上の考察から、日本はどのように同性愛を容認していくべきかを考察する。スペインやイギリスのように同性愛を容認するには、同性愛への意識と結婚制度への問題意識を互いに影響させあうことが効果的であるため、同性愛を公的に容認させてしまうことが私的にも同性愛を容認させる手早い方法であるといえる。しかし、日本が諸外国と決定的に異なる点として宗教がある。「当時の西洋社会においては、同性愛はかつての宗教上の罪から法律上の犯罪へとその位相をかえていたのである」（古川 2009:83）とある通り、イギリスを含め、当時の西洋において同性愛否定は宗教の理由から法律上の犯罪として考えられるようになった。しかし日本は無宗教の国であり、宗教の理由から同性愛嫌悪が強まっていったとは考えにくい。

宗教ではない要因を考える際に、明治期の日本の同性愛に対する考え方に注目する。日本においては明治期に鶏姦罪という同性愛を取り締まる法が制定されている。しかしその法が適用されたのは年に数回であったという。その後明治15年に旧刑法が作られた際にこの鶏姦法は消滅している。この理由を、古川は「社会的・文化的基盤が脆弱であった」（2009:84）ためだと述べている。また「女色すなわち異性愛だけが正しい性行為で、男色すなわち同性愛は正常から逸脱した行為である、といったような性についての認識は存在していなかった」ということも述べている。つまり、明治期までの日本において同性愛は自然なものであり、その同性愛を罰として定めていても、罰としての基盤が弱かったため、鶏姦罪が当時の日本において根付かなかつたのではないかと考えられる。このことから、現在の日本において明治期とは真逆であるが、同性愛に関する法である容認する法律を制定しても、同性愛への容認の基盤が弱いままでは、鶏姦罪の事例と同様に、同性婚は制度として根付かず、同性愛への容認も現在の状況と大きく変わらないことが予想される。

現在の日本はメディアを見ていると、バラエティー番組などで取り上げられる「オネエ」や「ニューハーフ」の扱いから、同性愛に正しい理解があるとは言いがたいが、同性愛者が受け入れられていると興津（2010）は述べている。またニュースでは同性愛者が日本国内で結婚式を挙げる様子が報道されている。この様子から、掛札（1992）の述べた「同性愛者＝精神病棟行き」という認識は薄れているといえる。これらの出来事は日本から無くなった同性愛容認のための基盤となりうるといえる。日本において同性愛容認の基盤が作られてから法を認める動きが活発化すれば、イギリスやスペインのように公的な同性愛が容認されていくと考える。

最後に、1990年から2005年の間に若年の女性が同性愛を容認しやすくなった傾向があると今回の分析において証明された。この現在の若年層が時間の経過により、中年層になった時、現在と同様に同性愛を容認するのか、若年層であったときとは異なり同性愛を否定するのか明らかになれば、同性愛容認に対する変化がわかる。世代層が変わっても同性愛が容認される傾向になるのであれば、同性愛はこれから時間をかけて容認されていくのではないかといえる。この時間による容認の変化の可能性を今後の課題として挙げておく。

## 文献

- 藤田弘之, 1991, 「イギリスのニュー・ライトの同性愛教育——政策批判についての一考察」『教育学研究』58: 33-41.
- 船松恵子, 2011, 「フランスの家族」『家族社会学研究』23: 209-218.
- 古川誠, 2001, 「性暴力装置としての異性愛社会——日本近代の同性愛をめぐる」『法社会学』54: 80-93.
- 石原英樹, 2012, 「日本における同性愛に対する寛容性の拡大——「世界価値観調査」から探るメカニズム」『関連社会科学』22: 23-41.
- 石原英樹, 2013, 「同性愛に対する寛容性の形成——高校生性の性に関する情報源の役割」『日本女子体育大学紀要』43: 1-9.
- 掛札悠子, 1992, 『「レズビアン」である、ということ』河出書房新社.
- 風間孝, 1997, 「同性愛者を差別することの不自由さ（特集 人権教育の拡がり）」『月刊社会教育』41(12): 13-19.
- 風間孝・河口和也, 2010, 『同性愛と異性愛』岩波書店.
- 小林哲郎・池田謙一, 2008, 「PCによるメール利用が社会的寛容性に及ぼす効果——異質な他者とのコミュニケーションの媒介効果に注目して」『社会心理学研究』24(2): 120-130.
- 森山至貴, 2012, 『「ゲイコミュニティ」の社会学』勁草書房.
- 野田恵子, 2006, 「イギリスにおける「同性愛」の脱犯罪化とその歴史的背景——刑法改正法と性犯罪法の狭間で」『ジェンダー史学』2: 63-76.
- 興津茉莉由, 2011, 「同性愛者に対する態度のメディア接触による変容の一考察」『明治学院大学大学院社会学研究科社会学専攻紀要』35: 35-41.
- 佐久間悠太, 2014, 「同性愛をめぐる諸外国の動向」『人間文化研究』20:135-158
- 高橋一彦, 2012, 「近代ロシアの家族法」『比較家族史研究』26: 118-147
- 和田実, 2010, 「大学生の同性愛開示が異性愛友人の行動と同性愛に対する態度に及ぼす影響」『心理学研究』81(4): 356-363.
- 渡辺浩「徳川日本における「性」と権力」『政治思想研究』1: 1-29.